

庁内情報テレワークシステム導入にかかる検討状況について

1 庁内情報テレワークシステム導入の目的

庁内情報テレワークシステム(以下「テレワークシステム」という。)の導入は、職員の移動時間の削減、仕事と育児・介護等の両立など多様な働き方の実現を図ることを目的とするものである。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの状況下においては、職場環境により近い労働環境を整え、在宅での勤務を可能とすることで、職場に出勤する職員数を抑制しつつ、区の行政機能を維持し、行政サービスを安定的に提供することが期待される。

2 テレワークシステムの導入にかかる課題について

(1) 地方公共団体情報システム機構による実証実験の今後の見通しについて

区では、テレワークシステムの導入検討にあたって、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)が令和3年度末まで提供する実証実験システムを利用することとしてきた。

しかしながら、J-LISでは、令和4年度以降も実証実験を継続するか、本格稼働し各自治体に対して費用負担を求めるかなどの点について、現在検討を行っており、令和3年7月を目途に各自治体に周知する予定であるため、それらの点を踏まえて検討する必要がある。

(2) 区役所新庁舎における庁内情報ネットワーク環境の検討について

- 区では、区役所新庁舎の庁内情報ネットワーク環境のあり方について、本年8月頃を目途として検討を進めている。
- 区役所新庁舎において導入するネットワーク環境によっては、利用可能となる最適なテレワークシステムの方式が異なることから、J-LISのテレワークシステムを今後の区のテレワークシステムとして導入するか、または、区役所新庁舎への移転までの経過措置として使用するか検討が必要である。

3 テレワークシステムの導入時期について

上記の課題を踏まえ、テレワークシステムの導入時期については引き続き検討を行う。については、J-LISによる令和4年度以降の方針の決定及び庁内情報ネットワーク環境の方針を踏まえ、テレワークシステムの導入方式を決定するものとする。